

# 千代田区議会議長交際費の支出基準

平成12年11月1日12千議発第333号

改正 平成15年7月31日15千議発第205号

(趣旨)

**第1条** 千代田区議会議長交際費(以下「議長交際費」という。)の適性かつ公正な執行を図るため、その支出については、この基準によるものとする。

(議長交際費)

**第2条** 議長交際費とは、千代田区議会議長(以下「議長」という。)が、千代田区議会を代表し、議会運営に必要な外部との交際上特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(15千議発第205号・一改)

(議長交際費の支出)

**第3条** 議長交際費の支出については、その相手方や内容が相当であり、金額が社会通念上妥当であると認められる範囲において行うものとする。

(議長交際費の支出範囲)

**第4条** 議長交際費の支出範囲については、次の各号のとおりとする。

(1)慶祝

(2)弔慰

(3)見舞

(4)会費

(5)接遇

(6)その他

(15千議発第205号・一改)

(議長交際費の支出額)

**第5条** 前条の規定に基づく支出の項目及び限度額については、原則として別表によるものとする。

(15千議発第205号・一改)

(議長交際費の公開)

**第6条** 区民等に対する議長交際費の公開については、千代田区議会情報公開条例に基づき、交際費支出相手方のプライバシーに関する情報を除き、公開とする。

2 前項の規定による公開は、1か月ごとの支出状況を翌月の15日までに公表する。

(15千議発第205号・一改)

(議長交際費の見直し)

**第7条** 議長は、議長交際費支出の内容や金額が区民感覚とかけ離れることなく、また、社会経済状況の変化等を十分考慮した上で、この基準の適正な執行に努めるとともに、適宜見直しをするものとする。

(その他)

**第8条** この基準に定めのない事項については、議長が別に定める。

**附 則**

1 この基準は、平成12年11月1日から施行する。

2 第6条第2項の規定にかかわらず、平成12年11月分から12月分までの2か月分の議長交際費使途明細報告書については、平成13年1月15日までに作成するものとする。

3 第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年11月分から平成13年3月分までの5か月分の議長交際費決算報告書については、平成13年4月15日までに作成するものとする。

**附 則** (平成15年7月31日15千議発第205号)

この基準は、平成15年8月1日から施行する。

別表（第5条関係）

議長交際費支出金額

支出項目	支出限度額	主な支出内容
慶 祝	2万円	祝賀会、記念式典等お祝いに要する経費
弔 慰		葬儀における香典、供花料等に要する経費
見 舞		病気、災害、事故等の見舞に要する経費
会 費		区内の公共的団体等の主催する総会、新年会、懇親会等の会費又は会費相当分に要する経費
接 遇	社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額	他の自治体の議会や各種団体等との折衝・接遇に要する経費
その他		議会運営上特に議長が必要であると認める経費

（平 15 議長決裁・一改）